

NPT 再検討会議での非同盟グループの主張

2026年核不拡散条約（NPT）締約国会議の一般討論で、非同盟（NAM）加盟国が採択した声明を、NAM議長国のウガンダ大使が表明した。全文は以下の通り。

ニューヨーク、2026年4月27日

<https://estatements.un.org/estatements/14.0447/202604271>

議長殿、

1. ド・フン・ヴィエット大使が2026年核不拡散条約締約国会議の議長に就任されたことを、核不拡散条約の非同盟運動加盟国グループを代表して、お祝い申し上げます。また、他の幹部メンバーの選出についても、お祝いの言葉を述べさせていただきます。

2. 我々は、結果重視かつ有意義な形で本会議の業務を主導される貴殿のリーダーシップに信頼を寄せています。我々は建設的な参加を確約します。

議長、

3. この会議は、国連創設および核兵器の廃絶を求めた初の国連総会決議の採択から80周年にあたる時期と重なっており、これは、国際的な安定と安全に対する脅威が再燃し、その危険性が増大する中、我々の国民の平和に対する権利を守る上で、今やかつてないほど多国間主義が極めて重要であることを特に考慮すれば、その目標の達成が喫緊の課題であることを強く想起させるものです。

4. 2022年、我々は、検討会議が合意に基づく成果文書に合意できなかったことを2回連続で目撃しました。これは、1995年の条約の無期限延長以来前例のないことであり、非同盟諸国（NAM）の各代表団が尽力したにもかかわらず、当グループはこの失敗に対し失望を表明してきました。

5. NPT が国際安全保障において果たす極めて重要な役割、および世界的な核軍縮・不拡散体制の礎であることを踏まえ、有意義かつ野心的な成果を確保するためにあらゆる努力を払わなければなりません。

6. 本条約の非同盟締約国は、国際的な平和と安全を強化するためには、核軍縮および核不拡散のあらゆる側面における均衡のとれた進展が不可欠であることを強調しました。本条約の目的の実現、ひいては本条約の長期的な成功、妥当性、および信頼性は、その3つの柱にわたるすべての義務、ならびに1995年の再検討・無期限延長会議を含む再検討会議で合意された事項および約束が、完全かつ非差別的、均衡的、かつ効果的に履行されるかどうかにかかっています。

7. 2026年の再検討会議は、条約の普遍性の実現や、条約の完全かつ効果的かつ均衡のとれた実施を確保するためにさらなる進展を追求すべき分野や手段の特定など、具体的な進展を達成するための極めて重要な機会であります。

議長、

8. 非同盟締約国グループは、最優先課題である核軍縮に関する原則的な立場を改めて確認するとともに、核兵器の存続、および核兵器の使用または使用の威嚇の可能性が人類にもたらす脅威について、依然として極めて強い懸念を抱いています。我々は、核兵器の完全な廃絶こそが、核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証であることを引き続き強調します。

9. 当グループは、あらゆる側面における核兵器の不拡散に関する原則的な立場を再確認します。不拡散の正当性は、核軍縮というより大きな目標に由来するものです。当グループは、国際司法裁判所が、厳格かつ効果的な国際的統制の下、あらゆる側面における核軍縮につながる交渉を誠実に追求し、これを完結させる義務が存在することを全会一致の結論で再確認したように、核拡散への懸念には、多国間で交渉された、普遍的、包括的かつ非差別的な協定を通じて対処するのが最善であることを強調します。

10. 当グループは、核軍縮および核兵器の完全廃絶に向けた多国間の取り組みを歓迎します。我々は、2021年1月22日に『核兵器禁止条約（TPNW）』

が発効したこと、およびその後の締約国会議が開催されたことに留意します。NPT 第 6 条の実施に寄与する同条約は、核兵器の完全廃絶という目標をさらに推進するものと期待されます。NAM 加盟国で TPNW の締約国および署名国は、同条約の実施に全面的にコミットしており、核兵器のない世界の実現に向け、2026 年の TPNW 第 1 回検討会議に向けた準備に建設的に取り組んでいます。

11. 当グループは、核兵器の完全廃絶に向けた段階的な計画と明確な時間枠を盛り込んだ、核兵器に関する包括的な条約を交渉し、締結することの緊急の必要性を強調します。

12. 当グループは、核兵器および関連する軍事ドクトリンの存続、核戦力の近代化、低威力の核弾頭を含むより効果的かつ新型の核兵器の開発、ならびに継続的かつ進化する核兵器共有協定や拡大抑止など、条約の原則および目的に反するその他の政策や慣行が、平和と安全に対する最大の脅威となっていることについて、改めて深い懸念を表明します。当グループは、事実上、新たな核軍拡競争であり、したがって条約第 6 条の明らかな違反であるこの傾向を直ちに終わらせるよう強く求めます。

13. 条約の非同盟締約国グループは、核実験の再開の可能性を示唆する最近の公的な発言や準備について深い懸念を表明し、そのような再開に向けたいかなる動きも非難します。核実験の再開は、国際の平和と安全に対する深刻な脅威となり、核軍縮に向けた国際的な取り組みの重大な後退となり、多国間軍縮の枠組みに対する信頼を損ない、新たな核軍拡競争を引き起こす危険性があり、核実験がもたらす深刻な人道的影響を無視することになります。核兵器実験の再開は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の目的と趣旨、および長年にわたる核実験のモラトリアムを損なうものでもあります。また、これは、核不拡散条約（NPT）第 6 条に基づき、核軍縮に向けた効果的な措置を講じるという条約締約国の義務にも反するものであります。

14. 当グループはまた、1995 年の「強化された検討プロセスに関する検討・延長会議」の決定 1 が、条約が無期限に延長された一連の合意の不可欠な要素であったことを想起します。同決定が、条約の核軍縮規定の実現を効果的に保証する上でなぜ成功しなかったのかを検証することが極めて重要です。

15. 条約の無期限延長は、核兵器の無期限保有を意味するものではありません。当グループは、**条約第 6 条の履行を強く求めます**。これはすべての締約国に対する明確な法的義務であり、その履行は任意でも条件付きでもありません。

16. 核兵器の完全廃絶が実現するまでの間、当グループは、あらゆる状況下における核兵器の使用または使用の威嚇に対し、すべての核兵器保有国がすべての非核兵器国に対して行う、効果的、普遍的、無条件、非差別的、不可逆的かつ**法的拘束力のある消極的安全保証に関する交渉**を、最優先事項として早期に開始するよう求める。核兵器が完全に廃絶されるまでの間、当グループはまた、核軍縮の代替措置ではなく、暫定措置として、核兵器保有国に対し、核兵器の先制不使用政策を約束するよう求める。

17. 当グループは、2010 年の再検討会議の行動 4 に基づくロシア連邦と米国の公約を想起し、ロシア連邦と米国が新戦略兵器削減条約（New START）に基づく公約を履行したこと、および同条約の 2026 年 2 月の失効を認識しました。当グループは、同条約の完全かつ効果的な実施、ならびにその枠組み内で合意された公約の更新を求めました。本グループは、戦略的攻撃兵器の削減に関する後継条約について合意に至らないまま同条約が失効したことを遺憾に思います。本条約の非同盟締約国グループは、戦略的対話を継続することの重要性を強調するとともに、「軍備管理は核軍縮の義務や約束に代わるものではない」という理解のもと、「新戦略兵器削減条約（新 START）」のような二国間の核軍縮・軍備管理条約で想定される削減の実質的な効果を、核兵器の近代化に向けた国内の取り組みが著しく損なっていることについて懸念を表明します。

18. （非同盟）運動は、核兵器保有国の透明性と説明責任に関する事項について、現在の検討サイクルにおいて、有意義かつ野心的な進展を達成することの緊急性を強調します。特に、核兵器保有国が定期的に、構造化かつ標準化された詳細な報告を行い、検討会議の第 1 主要委員会を含む条約の第一の柱の下で、これを検討し、対話的に議論することが重要です。非同盟運動（NAM）は、透明性と説明責任に関する望ましい取り組みは、核軍縮義務に関する第 6

条に関連する実施上のギャップに対処することに焦点を当て続けるべきであることを強調します。

19. NAM 加盟国は、信頼醸成措置および核リスク低減措置は核軍縮の代替とはならないという立場を改めて表明します。NAM は、核戦力の拡大および近代化、ならびに核兵器保有国による核兵器の指揮・統制・通信システムへの人工知能（AI）の統合がもたらす複合的かつ重大なリスクについて深刻な懸念を表明し、核兵器が完全に廃絶されるまでの間、これらの兵器に対する完全かつ効果的な人間の管理を確保する必要性を強調します。

議長、

20. 当グループは、各国が、差別なく平和的目的のために原子力エネルギーの研究、生産、利用（完全な国内核燃料サイクルを開発する主権的権利を含む）を行う権利、および原子力エネルギーの平和的利用に向けた設備、資材、科学技術情報の可能な限り広範な交換に参加する権利を有することを引き続き再確認します。我々は、高度な原子力技術を持つすべての国に対し、原子力の平和利用へのアクセスをより広く確保するため、二国間および多国間の技術協力と能力構築支援を強化するよう強く要請します。

21. 当グループは、平和的な原子力活動の不可侵性を再確認するとともに、稼働中または建設中の平和的な原子力施設に対するいかなる攻撃または攻撃の威嚇も、人命と環境に重大な危険をもたらす、IAEA 総会決議 GC(XXIX)/RES/444 号決議および GC(XXXIV)/RES/533 号決定に規定されている通り、平和的な原子力利用に供される原子力施設に対する攻撃および攻撃の威嚇を禁止する、多国間で交渉された包括的かつ法的拘束力のある文書の必要性を認識します。また、そのような文書が締結されるまでの間、すべての国に対し、当該施設に対する攻撃または攻撃の威嚇を控えるよう強く促します。

22. 当グループは、国際原子エネルギー機関（IAEA）が加盟国の各保障措置協定に基づく義務の遵守を検証する唯一の権限を有する機関であり、また IAEA が世界的な保障措置付き軍縮の確立という分野において法的な権限を有していることを認識します。核不拡散および核セキュリティは、平和利用を侵害、否定、または制限するために悪用されてはなりません。この点に関して、

当運動は、核の安全とセキュリティの責任は当該国にあることを改めて表明します。

23. 私たちは、IAEA の公平性と専門性に対して全面的な信頼を表明し、IAEA の活動を政治化しようとするいかなる国家による政治的な動機に基づく試みも強く拒絶します。

24. 我々は、本条約の普遍化の重要性を強調し、条約非加盟国 4 カ国に対し、いかなる条件も付けず、かつこれ以上遅滞なく、非核兵器国として同条約に加盟し、そのすべての核施設および活動を IAEA の包括的保障措置の下に置くよう求めます。

25. IAEA の包括的保障措置および条約の厳格な遵守と順守は、条約非加盟国との核分野におけるあらゆる協力の条件です。条約の全締約国は、これらの条件が満たされない限り、条約非加盟国への核技術および核物質の移転を控えるものとします。

議長、

26. 第 11 回再検討会議は、核軍縮、核不拡散、および原子力エネルギーの平和利用に関する 1995 年、2000 年、2010 年の条約再検討会議でなされた公約の重要性と継続的な有効性を再確認し、その完全な履行を求めるべきであります。

27. 当グループは、条約の目的を達成する上で**非核兵器地帯が果たす重要な役割を再確認**し、関連議定書の批准や、その目的および趣旨と相容れないあらゆる留保および解釈宣言の撤回などを通じて、そのような地帯を設立する条約の完全な運用と強化を支持します。

28. 本グループは、「あらゆる側面からの非核兵器地帯問題に関する包括的研究」と題する国連総会決議 79/241 の採択を歓迎します。当グループは、新たな包括的研究が、既存の非核兵器地帯の維持および中東を含む新たな地帯の設立に寄与することを期待しています。当グループは、締約国の見解を考慮しつつ、新たな包括的研究の準備を担当する有資格専門家グループの設立および

任命に留意し、第 81 回国連総会での審議に向けたその提出を期待していません。

29. 当グループは、中東における非核兵器地帯の設立、およびそれが地域および国際的な平和と安全保障にもたらす多大な貢献に対し、長年にわたる強い支持を改めて表明します。当グループはさらに、1995 年の NPT 無期限延長を可能にした無投票採択の決定パッケージの不可分かつ不可欠な一部であり、1995 年の中東に関する決議の極めて重要な意義を強調します。同地帯の設立が実現するまでの間、当グループは、同地域で唯一の NPT 非加盟国であるイスラエルに対し、核兵器の保有を一切放棄し、前提条件やさらなる遅延なく NPT に加盟し、かつ速やかにすべての核施設を IAEA の包括的保障措置下に置くよう、改めて要求します。

30. 当グループは、2015 年の NPT 再検討会議において米国、英国、カナダが反対した結果、1995 年の決議の実施に関する新たな措置について合意が形成されなかったことを遺憾に思います。

31. この点に関して、当グループは、国連総会決議 73/546、および中東における核兵器およびその他の大量破壊兵器のない地帯の設立に関する会議の 5 回にわたる成功裏の開催を歓迎し、その建設的な成果を認めます。当グループは、1995 年の決議および NPT 再検討会議の文脈で採択された同主題に関するその他の決定は、その目的が達成されるまで有効であり、また、決定 73/546 の実施は 1995 年の決議に代わるものではなく、その完全な実施を妨げるものでもなく、またそれらに取って代わるものと解釈されるべきではないことを強調します。当グループは、イスラエルに対し、同会議に参加し、建設的かつ誠意をもって関与し、同地域の各国が自由意志で合意した取り決めに合意するよう求めます。我々は、1995 年の核不拡散条約 (NPT) 再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の共同提案国 3 カ国のうち 2 カ国 (英国、ロシア)、および他の 2 つの核兵器保有国 (中国、フランス) が同会議に出席し、その重要な取り組みを支持していることを認識しており、米国に対しても同様の行動をとるよう強く求めます。

32. 非同盟諸国 (NAM) は、安全保障理事会決議 2231 (2015) の全会一致での採択につながった協力と多国間主義の精神が依然として重要であることを

再確認し、同決議の規定と期限が厳格に遵守されなければならないことを強調します。NAMはさらに、同決議のすべての規定は、決議 2231 の第 8 項に従って終了されるべきであることを強調します。

議長、

33. 我々非同盟諸国グループは、本再検討会議に対し、関連する様々な問題に関する我々の詳細な立場を示す 9 つの更新版作業文書を提出しました。

34. 最後に、本再検討会議を成功裏に終結させるため、すべての締約国による新たな政治的意志の重要性を強調させていただきたい。我々は、この目標に向け建設的に関与し、現在および将来の世代のために平和で安全な世界を実現する用意があります。今こそ行動の時です。ありがとうございました。